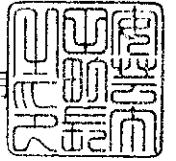


安太建第 125 号  
令和 7 年 8 月 4 日

安芸太田町上下水道料金審議会会長 様

安芸太田町長 橋本 博明



諮 問 書

安芸太田町上下水道料金審議会条例（令和 7 年条例第 19 号）第 3 条の規定により、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

安芸太田町簡易水道事業給水条例（平成 16 年条例第 161 号）第 27 条に規定する料金について

2 諮問理由

本町の簡易水道事業は、全国の他事業体と同様に、給水人口の減少等に伴い給水収益が減少する一方で、施設の老朽化に伴い更新費用の増大が見込まれています。更に、近年の物価高騰も相まって、経営環境は今後更に厳しくなっていくものと予測しています。

そのため、今年度は、中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」の改定を行うこととしており、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営の効率化・健全化について検討を進める一方で、水道事業を支える料金体系についても見直しを行う必要があると考えております。

については、多様な視点から幅広く意見を伺い、水道事業を支えるための適正な水道料金について諮問するものです。

3 答申期限

答申は令和 8 年 1 月末を目途にお願いいたします。